

# 民間建築物等における木材利用の促進 ～第1回協議会以降の取組～

令和4年5月

林野庁



# 目 次

## 第1回協議会後の木材利用促進の取組

### 【参考】

1. 木材利用の意義
2. 令和4年度予算
3. 令和3年度補正予算

# 第1回協議会後の木材利用促進の取組

---

# 公共建築物等木材利用促進法の改正（令和3年6月18日公布、10月1日施行）

## 改正後：「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

### 主な改正内容

#### ■ 法律の題名、目的の見直し

題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示する改正を行うとともに、木材利用の促進に関する基本理念を新設。

#### ■ 公共建築物から建築物一般への拡大

基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大。

#### ■ 木材利用促進本部の設置

政府における推進体制として、農林水産省に、農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣等）を本部員とする木材利用促進本部を設置し、基本方針の策定等を行う。

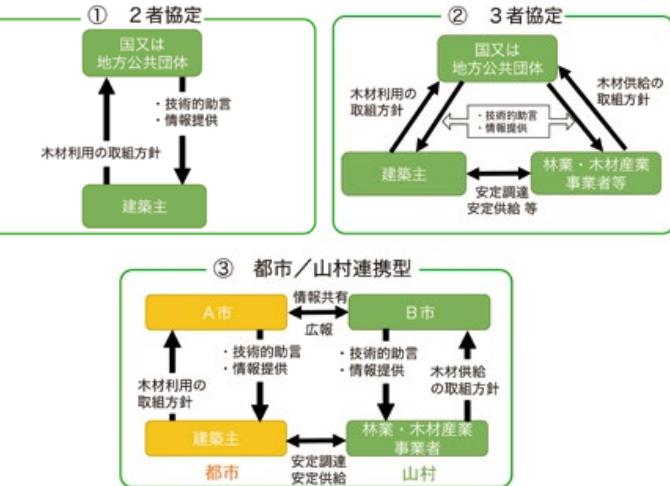
#### ■ 建築物木材利用促進協定制度の創設

建築物における木材利用を進めていくため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を行う。

#### ■ 「木材利用促進の日」、「木材利用促進月間」の制定

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、漢字の「木」という字が「十」と「八」に分解できることにちなみ、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化し、国等は普及啓発の取組を行う。

### 主な建築物木材利用促進協定のイメージ



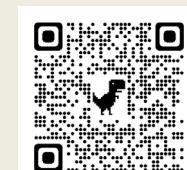
法改正の内容、建築物木材利用促進協定制度については、「改正公共建築物木材利用促進法ハンドブック」をご覧ください



詳しくは  
林野庁のホームページで

建築物木材利用促進協定

検索



# 木材利用促進本部の開催

## ○ 第1回木材利用促進本部（令和3年10月1日）

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定

## ○ 第2回木材利用促進本部（令和4年3月31日）

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に基づく措置の実施状況を取りまとめ

### ■ 第1回木材利用促進本部



### ■ 第2回木材利用促進本部



### 木材利用促進本部 本部員名簿

令和4年3月31日現在

本部長 金子原二郎 農林水産大臣

本部員 金子 恭之 総務大臣

末松 信介 文部科学大臣

萩生田光一 経済産業大臣

斎藤 鉄夫 国土交通大臣

山口 壮 環境大臣

# 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日決定)の構成

## 〈基本方針の構成〉

### 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

### 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
- 2 住宅における木材の利用の促進
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 4 公共建築物における木材の利用の促進
- 5 規制の在り方の検討等
- 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

### 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

### 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

### 第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
- 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

### 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
- 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

## 〈主なポイント〉

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- 非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等の促進により、**脱炭素社会の実現**、**地域の経済の活性化**等へ大きく貢献
- 建築物における木材利用は、快適な**生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者**の**建築用木材の安定供給**に係る努力義務

- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及**、**人材育成**、**建築用木材等の安全性**に関する**情報提供**

- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**
- **公共建築物**における率先的な**木造化・内装等の木質化**
- 安全性の確認を踏まえた**建築基準**の更なる**合理化の検討**
- **木材利用促進の日**（10月8日）、**木材利用促進月間**（10月）における**重点的な普及啓発・国民運動化**、**顕著な功績のある者の表彰**

- **コスト・技術面**で困難な場合を除き、原則**木造化**

- **CLT等**の強度又は耐火性に優れた**建築用木材**の**製造技術**、**製造費用の低廉化**に資する**技術の開発及び普及**

# 基本方針の概要（1）

## 第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

### 1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与
- 木材は「カーボンニュートラル」であり、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献

### 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組  
国、地方公共団体、事業者、国民による、**基本理念を踏まえた取組**
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立  
林業・木材産業の事業者による**木材の安定供給**、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

## 第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- CLTや木質耐火部材等の普及
- 木造建築物の設計・施工に関する**先進的技術の普及**
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等
- 建築用木材・木造建築物の**安全性**に関する情報の提供
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及

## 2 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

### 3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する**協定制度の積極的な周知**
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進

### 4 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ること**により、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、**積極的に木造化を促進**
- 木造と非木造の**混構造**（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進
- 木造化が困難と判断されるものを含め、**内装等の木質化**を促進
- CLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める

### 5 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための**建築基準の更なる合理化**等

### 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による積極的な国民への普及啓発
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）**における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の**表彰**

## 基本方針の概要（2）

### 第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進
- 製材等のほか、CLTや木質耐火部材等の活用、部材単位の木造化等の技術活用を検討
- 木材を原材料とする備品や消耗品、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入の推進

### 第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

### 第5 建築用木材の適かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

#### 1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように木材の適かつ安定的な供給に努める

#### 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

### 3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、CLT等の建築用木材について、製造に係る技術、製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及を促進

### 第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

#### 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

#### 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物のライフサイクルコストへの影響と木材利用の意義や効果を総合的に判断
- 設計上の工夫により、ライフサイクルコストを適正化
- 木質バイオマスを燃料とする暖房機器等の導入にあたり維持管理コスト等も考慮

#### 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、関係部局横断的な木材利用促進連絡会議を設置するよう努める

# 基本方針に基づく措置の実施状況（令和4年3月31日取りまとめ）（1）

## 1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組（令和3年実績）

### （1）基本方針の策定等

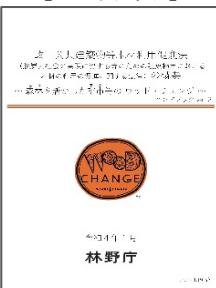
- ・木材利用促進本部が、新しい基本方針を策定
- ・全都道府県と93%の市町村が、木材利用方針策定
- ・各都道府県及び市町村において、新しい基本方針を踏まえて、改定中  
(令和3年12月末時点で、4県・1町が改定了)

### （2）建築物木材利用促進協定制度の活用

- ・協定制度の周知のためのハンドブック作成
- ・農水省HPに相談・申入れ窓口設置
- ・経済関係団体・都道府県等への周知・協力依頼
- ・講演、寄稿等を通じた周知や働きかけ 等
- ・国との協定1件、都道府県との協定2件が締結（※）  
(令和3年12月末時点)

※令和4年3月9日に新たに4件の国との協定4件が締結、令和4年3月15日時点で新たに3件の地方公共団体との協定締結を把握

【ハンドブック】



【総務大臣から各都道府県知事等への通知】

総務大臣から、本年1月、各都道府県知事及び各指定都市の長に対し、庁舎等の公共建築物や民間建築物における木材の利用の促進について積極的な取組を依頼（令和4年1月21日付け總行政第14号総務大臣通知）

### （3）木材の利用の促進の啓発と国民運動

- ・多様な主体による木材利用促進月間を集中期間とした普及啓発の取組（全国約120件）の実施
- ・木材を活用した優良な施設に対する表彰等の顕彰



法律施行記念講演会・シンポジウム(R3.10.8開催)  
主催；「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行記念講演会・シンポジウム実行委員会



令和3年度木材利用優良施設コンクール  
内閣総理大臣賞 あわくら会館  
(岡山県西粟倉村)

### （4）建築物への木材利用促進のための利用環境整備

#### ①木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- ・CLTや木質耐火部材等の利用拡大に向けた技術開発・普及、JAS構造材の利用等支援
- ・先導的な技術を導入する木造建築物整備支援
- ・人材の育成、技術情報の集約一元化
- ・炭素貯蔵量・木質化等の効果の見える化 等

#### ②住宅における木材の利用の促進

- ・省エネ性能等に優れた木造住宅の整備への支援 等

#### ③規制の在り方の検討等

- ・建築基準法に基づく告示の改正

#### ④建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

- ・木材加工流通施設等の整備や技術開発 等

日本建築士会連合会 × 国土交通省



福井県経済団体連合会 × 福井県



学校法人 立命館 × 大分県



# 基本方針に基づく措置の実施状況（2）

## 2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況（令和2年度実績）

### ◎ R2年度

#### 国が整備する公共建築物での木材利用推進状況

木造で整備を行った 公共建築物	132棟
内装等の木質化を行った 公共建築物	220棟
木造・木質化で利用した 木材量	5,286m <sup>3</sup>
うち、国産材使用量	3,709m <sup>3</sup>

#### ＜木造化＞



環境省 上信越国立公園谷川インフォメーションセンター(群馬県)



法務省 水戸法務総合庁舎 自転車置き場(茨城県)

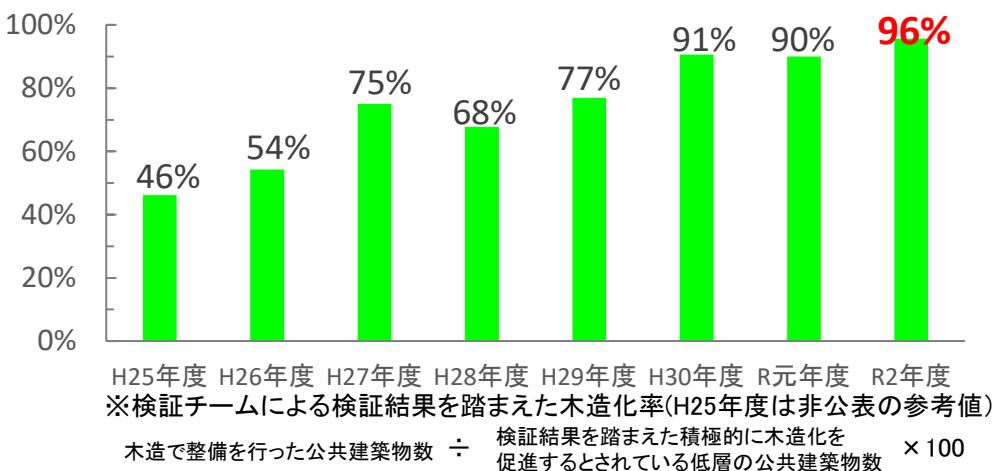


国土交通省 道の駅「たのはた」(岩手県)



農林水産省 東北森林管理局盛岡森林管理署  
紫波森林事務所(岩手県)

#### ◎ 国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を 促進するとされた低層の公共建築物の木造化率の推移※



※検証チームによる検証結果を踏まえた木造化率(H25年度は非公表の参考値)

木造で整備を行った公共建築物数 ÷ 検証結果を踏まえた積極的に木造化を  
促進するとされている低層の公共建築物数 × 100

#### ＜木質化＞



参議院 国会議事堂本会議場(東京都)  
[登壇スロープ]



財務省 菊池税務署(熊本県)[壁]



外務省 在ペルー日本国大使館事務所  
多目的ホール(ペルー共和国)[壁]



法務省 千葉刑務所道場(千葉県)  
[壁、天井、床]

# 基本方針に基づく措置の実施状況 - 建築物木材利用促進協定の締結事例 (1)-

一般社団法人 全国木材組合連合会 × 国 (農林水産省)

## 『木材利用拡大に向けた環境整備に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

(一社)全国木材組合連合会は、都市等における木造化・木質化を推進するために必要となるJAS製品等の普及拡大、合法伐採木材等の普及促進、木材の合法性証明のための取組の強化、設計・施工事業者等に対する情報発信、木材利用の意義等に関する普及活動の推進に取り組むこと等を内容とする協定を農林水産省と締結。

全国建設労働組合総連合 × 国 (農林水産省・国土交通省)

## 『大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

全国建設労働組合総連合は、大工技能者のキャリア教育としての全国青年技能競技大会の開催、木工教室等を通じた木材利用の意義や木の良さの普及啓発、大工技能者への関心を高める活動、学校教育現場における大工技能者等のキャリア教育推進等を行うことを内容とする協定を農林水産省及び国土交通省と締結。

野村不動産ホールディングス株式会社 × ウイング株式会社  
× 国 (農林水産省)

## 『地域材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和9年3月末  
対象区域：全国

野村不動産ホールディングス(株)は、今後5年間で建設予定の建築物において、地域材の活用を段階的に進め、協定期間内で地域材を計10,000m<sup>3</sup>利用することに努めること、また、ウイング(株)は、木材の供給体制を整えて木材の供給を適時に行うよう努めること、両者が連携して植林支援を行うこと等を内容とする協定を農林水産省と締結。

株式会社 アクト × 国 (農林水産省)

## 『国産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年3月9日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

(株)アクトは、施主に木造化・木質化の提案を進めて国産材の普及促進に努めること、木造施工物件において、床面積1m<sup>2</sup>あたり0.191m<sup>3</sup>以上の国産材を利用する設計を基本とし、3年間で600m<sup>3</sup>の国産材(過去3年間の3倍に相当)を利用すること等を内容とする協定を農林水産省と締結。

# 基本方針に基づく措置の実施状況 - 建築物木材利用促進協定の締結事例 (2)-

公益社団法人 日本建築士会連合会 × 国（国土交通省）

## 『木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和3年11月20日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：全国

(公社) 日本建築士会連合会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することにより、わが国の木材利用の促進に貢献していくとの構想を実現するため、国土交通省と協定を締結。

福井県経済団体連合会 × 福井県

## 『ふくい県産材利用推進に関する協定』



協定締結日：令和3年10月22日  
有効期間：協定締結日～令和4年10月21日  
対象区域：福井県

福井県経済団体連合会は、県産材の利用を推進し、森林整備の促進や二酸化炭素の固定を図るなどSDGsの達成や脱炭素社会の実現に努めるとともに、地域産業の活性化に寄与するとの構想を実現するため、福井県と協定を締結。

学校法人 立命館 × 大分県

## 『木材の利用促進と教育に関する協定』



協定締結日：令和3年12月16日  
有効期間：協定締結日～令和9年3月末  
対象区域：大分県

(学) 立命館は、自らが設置する大学の教学棟の建設にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献していくとの構想を実現するため、大分県と協定を締結。

公立大学法人 大阪 × 竹中工務店・安井建築設計事務所グループ × 大阪府 × 大阪市

## 『大阪公立大学森之宮キャンパス木材利用促進協定』



協定締結日：令和4年2月25日  
有効期間：協定締結日～令和8年3月末  
対象区域：大阪府

(大) 大阪及び竹中工務店・安井建築設計事務所グループは、令和4年4月に開学する同大学のキャンパス整備に当たり、内外装等での地域産材の積極的な活用等により、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していくとの構想を実現するため、大阪府及び大阪市と協定を締結。

# 基本方針に基づく措置の実施状況 - 建築物木材利用促進協定の締結事例 (3)-

一般社団法人 ひみ里山杉活用協議会 × 氷見市

## 『ひみ里山杉等（氷見産木材）利用促進に関する協定』



協定締結日：令和4年3月15日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：氷見市及び周辺地域

一般社団法人 ひみ里山杉活用協議会は、氷見産木材の利用促進に関わる普及活動や木育活動を通じて、人と自然とのつながりを取り戻し、その知恵や技術を次世代に引き継ぎ、自然と共存した持続可能な社会を実現するとの構想を実現するため、氷見市と協定を締結。

一般社団法人 埼玉建築士会 × 埼玉県

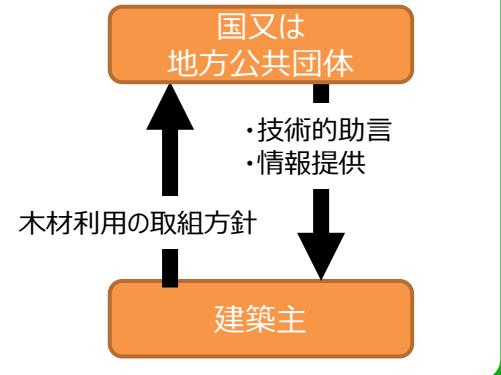
## 『木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定』

一般社団法人 埼玉建築士会は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することで、埼玉県内の建築物における木材の利用の促進に貢献するという構想を実現するため、埼玉県と協定を締結。

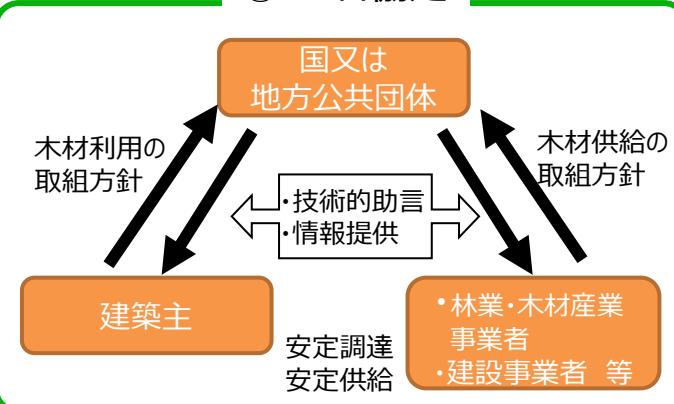
協定締結日：令和4年3月15日  
有効期間：協定締結日～令和7年3月末  
対象区域：埼玉県

## 協定の形態

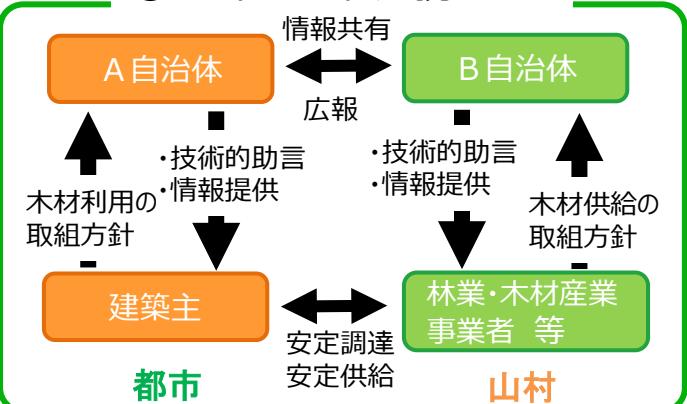
### ① 2者協定



### ② 3者協定



### ③ 都市／山村連携型



# 基本方針に基づく措置の実施状況 - 令和3年度木材利用促進月間における普及啓発の取組 -

- 国民の木材利用への関心・理解を深めるため、10月を「**木材利用促進月間**」、10月8日を「**木材利用促進の日**」として法定。
- 木材の利用の促進に関する功績に対する**表彰**に努める旨を規定。
- 木材利用拡大の機運を高めるため、本年10月から多様な取組の集中的な実施などにより**官民一体となった国民運動を展開**。

## 関係団体・企業

### 〈行事・イベント〉

- ・10/8 改正法施行記念講演会・シンポジウム
- ・製品・技術展示会「非住宅・木造建築フェア」
- ・木材利用ワークショップ全国25箇所同時木育イベント「森のとびら」
- ・中高層木造建築物に関する国際的イベント「WOODRISE2021 KYOTO」



### 〈情報発信〉

- ・メディアを活用したPR（BSテレ東番組）
- ・楽天市場「ウッド・チェンジ」特設サイト
- ・「木のある暮らし」作文コンクール（表彰式）
- ・SNSやHP等による情報発信



## 表 彰

- ・木材利用優良施設コンクール（表彰式）
- ・ウッドデザイン賞（入賞作品発表）



## 国

### 〈行事・イベント〉

- ・ウッド・チェンジ協議会開催(9/13)
- ・木材利用促進本部開催
- ・森林環境学習フェア
- ・木材を活用した学校づくり講習会



農林水産省 環境省

国土交通省 経済産業省

総務省 文部科学省

MINISTRY OF INTERIOR, AFFAIRS AND COMMUNICATIONS



## 地方公共団体

### 〈行事・イベント〉

- ・建築士等を対象に木造建築に関する講習会（石川県）
- ・木育関係講座（福島県、滋賀県）
- ・木工教室（岩手県、秋田県、和歌山県、高知県）
- ・木材利用フェア（愛知県、兵庫県、奈良県、高知県）

### 〈情報発信〉

- ・木工作品コンクール（静岡県、京都府）
- ・木材推進月間パネル展示（神奈川県、福岡県）

## 共通



ポスター等掲示

## ➤ 木材利用優良施設コンクール

木材利用の一層の推進を図り国産材の需要を拡大するため、デザイン性に優れた施設、木造化・木質化のための最新技術を活用した施設、木材の柔らかさや温もりなどの特性を活かした魅力ある施設などを表彰するもの。

1993年から開始。2018年度に内閣総理大臣賞が創設。29回目となる2021年は、72点が応募。

(主催：木材利用推進中央協議会)



2021年 内閣総理大臣賞  
あわくら会館（岡山県英田郡西粟倉村）

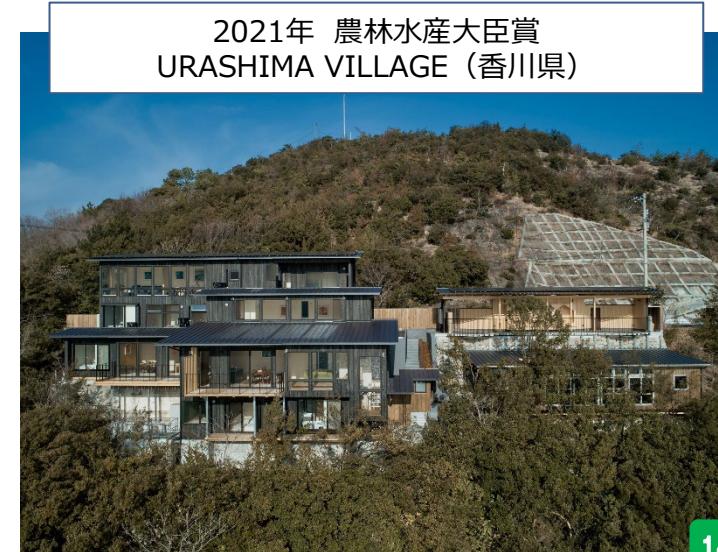
## ➤ ウッド・デザイン賞



JAPAN WOOD DESIGN  
AWARD

木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、  
木材を利用し地域の活性化につなげている取組など、  
木材を活用した様々な取組を幅広く表彰する制度。

2015年度から開始。7回目となる2021年は、433点の応募があり、191点の作品が受賞。



2021年 農林水産大臣賞  
URASHIMA VILLAGE（香川県）

# 基本方針に基づく措置の実施状況 - ウッド・チェンジ協議会 -

- 民間建築物等における木材利用の促進に向けて、経済・建築・木材供給関係団体など、川上から川下までの幅広い関係者が一堂に参画する官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」を立ち上げ。
- 令和3年9月に第1回目の会合を開催し、建築物での木材利用について各界における取組状況の発表や関係省庁から情報提供を行い、意見交換を実施。挙げられた課題を踏まえ、5つの小グループでの検討を実施。

## ○目的

木材利用の促進に向けた課題の特定や解決方策の検討、先進的な取組の発信、木材利用に関する情報共有を行うことにより、木材を利用しやすい環境づくりに取り組む。

## ○参加団体等

・会長：隅 修三（東京海上日動火災保険株式会社 相談役）

・団体・企業等：

(公社)経済同友会

(一社)日本建設業連合会

(一社)不動産協会

(一社)日本林業経営者協会

みなと森と水ネットワーク会議  
(農林中央金庫)

(一社)日本経済団体連合会

(公社)日本建築士会連合会

全国森林組合連合会

全国知事会

ウッドソリューション・ネットワーク

日本商工会議所

(公財)日本住宅・木材技術センター

(一社)全国木材組合連合会

全国市長会

(公社)国際観光施設協会

(一社)住宅生産団体連合会

(一社)日本ビルディング協会連合会

(一社)中大規模木造プレカット技術協会

全国町村会

(一社)日本プロジェクト産業協議会

+ 22企業

・研究機関：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所

・関係省庁：総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省（事務局）



## 5つの小グループ

### 木材利用環境整備G

### 情報発信G

### 木造化モデル作成G

#### 低層小規模建築物G

#### 中規模ビルG

#### 高層ビルG

SDGsへの貢献やESG投資の動きも踏まえ、川上から川下の関係者間の連携の方や見える化について検討

建築物への木材利用のメリットの整理、木質化の経年変化の事例収集などを実施

コスト縮減の視点も含め、「低層小規模建築物」や「中規模ビル」等の木造化モデルを検討・作成し、その普及に向けた取組を検討

都市部の建築物における木材利用を訴求するため、高層木造ビルの普及ツールを検討

# 基本方針に基づく措置の実施状況

## - 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン -

- 木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとってわかりやすく表示する方法を示したガイドラインを策定。（令和3年10月1日通知）
- 建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWPの考え方を踏まえて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すもの。

### 【表示例】

中層の木造ビルを想定した表示イメージ（例）

延べ床面積：1, 000 m<sup>2</sup>、木材利用量合計：400 m<sup>3</sup>（国産材400 m<sup>3</sup>）

○○ビル（東京都○○区○○ ○○）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO<sub>2</sub>換算）

延べ床面積	国産材 利用量	国産材の 炭素貯蔵量 (CO <sub>2</sub> 換算)	木材全体 利用量	木材全体の 炭素貯蔵量 (CO <sub>2</sub> 換算)
1, 000 m <sup>2</sup>	400 m <sup>3</sup>	273 t-CO <sub>2</sub>	400 m <sup>3</sup>	273 t-CO <sub>2</sub>

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO<sub>2</sub>換算）の量を示すものです。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

### 【計算式】

$$\text{木材の材積 (m}^3\text{)} \times \text{密度 (t/m}^3\text{)} \times \text{炭素含有率} \times 44/12 = \text{炭素貯蔵量 (CO}_2\text{換算) (t-CO}_2\text{)}$$

### 【計算のイメージ】

○ 構造材（製材）	スギ	240 m <sup>3</sup> × 0.331 t/m <sup>3</sup> × 0.50 × 44/12 = 145.6 t-CO <sub>2</sub>
○ 下地材（製材）	スギ	80 m <sup>3</sup> × 0.331 t/m <sup>3</sup> × 0.50 × 44/12 = 48.5 t-CO <sub>2</sub>
○ 構造用合板	スギ	80 m <sup>3</sup> × 0.542 t/m <sup>3</sup> × 0.493 × 44/12 = 78.4 t-CO <sub>2</sub>

文献により把握した  
樹種別、製品別の  
密度 (t/m<sup>3</sup>) を利用

文献により把握した  
樹種別、製品別の  
炭素含有率

炭素量を  
二酸化炭素量に換算

合計 273 t-CO<sub>2</sub>

（責任者名）○○ ○○ （連絡先）TEL ○○-○○○○-○○○○

# 基本方針に基づく措置の実施状況

林野庁 令和3年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

## - ESG投資等における建築物への木材利用の評価に関する検討 -

- 近年、ESG要素を重視した投資等が拡大する中、建築分野では、木材の利用による、建築時のCO<sub>2</sub>排出削減や炭素の貯蔵などカーボンニュートラルへの貢献、森林資源の循環利用への寄与、空間の快適性向上といった効果に対して期待が高まっている。
- 本事業では、このような木材利用の効果が建築分野のESG投資等において有効に評価されるよう、建築物における木材利用に係る評価項目や指標、評価の仕組みのあり方等について、有識者による検討を実施。令和5年度までに一定の整理を行う予定。

評価項目	指標（例）	評価手法（例）	ESG
①CO <sub>2</sub> 排出(削減) ・炭素貯蔵	・建築物への木材利用によるCO <sub>2</sub> 排出(削減)量	・ライフサイクル・アセスメント (LCA)	E
	・炭素貯蔵量	・建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン(林野庁)	E
②資源の持続可能性	・責任ある調達（適切な管理がなされた森林からの木材調達）	・森林認証 ・合法伐採木材(クリーンウッド法) ・再造林の実施	E・G
	・森林資源活用による地域への貢献	・木材安定取引協定 ・建築物木材利用促進協定（改正木材利用促進法）	E・S・G
③木の魅力（内装木質化）	・安全性・生産性向上 ・居住快適性向上	・内装木材利用の手引き	S

- 令和3年度は、①について有識者による検討を行い、投資家・金融事業者、不動産事業者、建築事業者、木材関連事業者による課題認識を共有するための座談会を開催
- 引き続き、評価項目と指標、評価の仕組みや運用に向けた課題を検討していく

# 【参考】「モクレポ～林産物に関するマンスリーレポート～」について

表紙

林産物に関するマンスリーレポート

## モクレポ



○青森森林管理署HP 「青森森林管理署カレンダー」より  
眺望山自然休養林内の桜（青森森林管理署管内）

令和4年4月  
No.7

**特集**

- ロシアからの木材輸入
- 令和2年度の公共建築物の木造率について
- 生しいたけの原産地表示の見直しについて
- 「新たな森林づくりコンクール2021」受賞者決定
- 国有林野における効率的・効果的なシカ捕獲などの普及・展開
- EU森林戦略2030

このレポートは、木材需給、木材価格、木材産業の動向等に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表するものです。林業・木材産業関係者の事業活動に役立てていただくことを目指しています。

【利用上の注意】  
1. 原則として毎月中旬に公表。公表日の5営業日前に入手可能なデータを反映しています。  
2. 内容については、必要に応じて項目の追加・削除などの変更を行うことがあります。  
3. 調査方法の見直しに伴い、データが接続しない場合があります。

林野庁

詳しい内容は  
林野庁のホームページで

林野庁 モクレボ

検索



「モクレポ～林産物に関するマンスリーレポート～」とは、林業・木材産業関係者の事業活動に役立てていただくことを目指し、木材需要、木材価格、木材産業の動向などに関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表するもの。

## 毎月中旬に公表

目次	内容
特集	毎月のトピックスを掲載。
1 基礎的指標	新設住宅着工戸数、木材産業の業況、USドル及びユーロ為替相場、米国民間新設住宅着工戸数、日本向けコンテナ運賃 など
2 木材価格情報	スギ・ヒノキ原木の主要市場価格、木材価格、製品価格
3 木材需給情報	需要量・供給量・自給率の動向、製材・合板・チップ工場の原木入荷、製品生産等の動向 など
4 林産物輸出入情報	林産物輸出額、木材輸入額・輸入量、製材・構造用集成材の輸入平均単価
5 特用林産情報	特用林産物の国内生産量・林業産出額・輸出入量・輸出額、きのこ類の卸売量・価格
6 セミナー・イベント情報	林野庁が主催・後援するセミナーやイベントについて紹介

# 「もりんく」木材関連事業者マッチング支援システム

- 木材流通全体の効率化を図るために、川上から川下に至る各事業者が連携して、実需者のニーズに応じたマーケットインの発想による安定的な供給体制を構築していくことが重要。
- 「もりんく」木材関連事業者マッチング支援システムは、木材製品の安定供給体制の構築に向けて、川上から川下までの関係者による需給情報の共有やマッチングを支援。

※林野庁補助事業により開発したものを全国木材組合連合会が運用している。

## 対象利用者



## 「もりんく」でできること

- 登録して自社の製品をPR**  
システムに登録し、自社の事業内容や取扱製品等について、事業者情報ページで紹介。
- 事業者を検索**  
全国の林業・木材関連事業者を、地域、業種、取扱製品等の条件のほか、フリーワードから検索。また、検索した事業者情報ページから、メールフォームで直接問合わせ可能。
- JAS認証工場を検索**  
JAS認証工場の場所を地図上で可視化し、そこから工場情報を取得可能。
- 掲示板**  
「売りたい・買いたい」情報や自社製品・イベントのPRなど、事業者同士で様々な需給情報等を共有。
- 統計情報等を活用**  
木材需給動向に関する統計情報や入札情報など業務に役立つデータやツールを掲載。